

新制大学設置の一般方針についての質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年六月二十一日

參議院議長松平恒雄殿

羽仁五郎

昭和廿參年六月廿四日

新制大学設置の一般方針についての質問主意書

教育の民主主義化の具体的方針として、教育の地方分権の趣旨が徹底していない憾みがある。この点、特に次の問題につき、明確なる答弁をもつて一部の誤解を一掃されたい。

一、すべての國民が高等教育をうける便宜をあたえられるために、各府縣に大学が設定せられるのであるが、その際その府縣に從來存在した高等程度の諸學校は、積極的にその府縣における大学建設に参加すべきである。

二、一の府縣に既存の大学があつて、その大学がその大学の立場から、その他の府縣の高等学校等を合併しようとする運動、ならびに、一の府縣にある高等学校等がその高等学校等の立場から、その他の府縣にある既存の大学に合併を希望する運動、これらの運動は各府縣に均等に新制大学が成長することについて悪影響がある。

右の二点について新制大学設置の一般方針を明かにし、地方の高等学校等の一部にある誤解を一掃すべし

と信するが、所管大臣の所見如何。文書をもつて至急答えられたい。